平成23年6月の岩手県障害者施策推進協議会において、本部会の設置について了承されたもの。

障がい者不利益取扱事案調整部会設置要綱

（設置）

1. 岩手県障害者施策推進協議会条例（昭和48年条例第24号）第５条第１項の規定に基づ

き、障がい者不利益取扱事案調整部会（以下「部会」という。）を置く。

（審議事項）

1. 部会の審議事項は、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平

成22年条例第59号）第15条の規定に基づく不利益な取扱いに対する調整とする。

２　前項の審議事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

３　部会長は、第１項の審議を行うために必要と認めるときは、専門的知識を有する者を会議に招致することができる。

（庶務）

1. 部会の庶務は、障がい保健福祉課において処理する。

（補則）

1. この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って

定める。

附　則

１　この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

**○　岩手県障害者施策推進協議会条例**（昭和48年岩手県条例第24号）

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定により、岩手県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第５条　協議会に、部会を置くことができる。

２　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

３　協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

４　前２条の規定は、部会について準用する。

※１　施策推進協議会の所掌事務は障害者基本法において定めており、組織及び運営については条例において定めているものであること。

※２　第５条は平成23年３月に条例改正し追加

**○　障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例**（平成22年岩手県条例第59号）

（不利益な取扱い等に関する相談、助言等）

第15条　県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。

※　不利益な取扱い

　　障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮をしないこと（条例第２条第２号）。